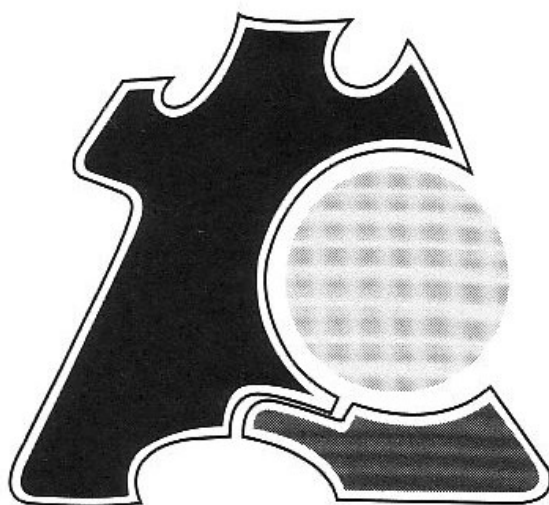


要保管

橘小学校 PTA 会則



長 崎 市 立 橘 小 学 校 P T A

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、長崎市立橘小学校PTA（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を橘小学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、他の社会的諸団体・機関と協力し、児童の福祉のために活動することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を図る。
- (2) 会員相互の学習を進め、教養を高める。
- (3) 家庭と学校の緊密な連携を図る。
- (4) 教育環境の改善を図る。

(個人情報)

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第2章 組 織

(組織)

第6条 本会は、本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員が会員の資格を有する。

- 2 会員資格を有する者で入会を希望する者は、入会申込書の提出をもって入会したとみなす。
- 3 入会した会員については、会員資格を有する限り、自動更新とする。
- 4 児童の卒業または転出などにより会員資格を失った場合に、会員は自動退会となる。
- 5 退会を希望する会員は、所定の退会手続きをもって、退会することができる。
- 6 会員資格を有する者が入会申込書を提出せずに会費を納入した場合は、会費の納入をもって入会したとみなす。

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名以上
副会長	若干名
会 計	若干名
監 事	若干名
顧 問	若干名

(役員選出)

第8条 会長、副会長、会計及び監事は、会員の中から立候補または推薦された者を選出し、総会において承認を受けるものとする。

- 2 学級役員は、各学級会員の中から若干名選出する。
- 3 顧問は、会長の推薦により、総会の承認を得てこれを委嘱する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会の会務を統括し、会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会長の命により、本会の出納事務を処理する。
- 4 顧問は、学校と父母との連絡・調整を行う。
- 5 監事は、会計及び業務の監査にあたり、理事会に出席することができる。
- 6 学級役員は、各学級の活動の連絡・調整を行う。
- 7 理事は、理事会を構成し、第12条に規定する理事会の業務に従事する。

(役員の任期)

第10条 役員等の任期は、定期総会より次年度定期総会までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員があるときは、ただちに後任を選出する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

(構成員)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、会計、顧問をもって構成する。
- 3 交通安全保護者の会会長は、PTA会長の承認を得て理事会に出席することができる。

(決議事項並びに業務内容)

第13条 この会の会議は、次に掲げる業務を行う。

1 総 会

- 1) 総会は、会員をもって構成され、この会は、最高議決機関である。
- 2) 総会は、次のことを行う。
 - ア) 役員の承認並びに事業及び予算の承認。
 - イ) 会計監査を経た年度末決算の承認。
 - ウ) 会則の改正。
 - エ) その他の重要事項。

2 理 事 会

- 1) 理事会は、本会の事業、会計、その他必要な事項を計画・立案・審議決定する。
- 2) 理事会は、総会で決定すべき事項で、緊急やむを得ない場合は、専決処理することができる。ただし、この場合、処理後速やかに当該事項を総会に報告し、承認を得なければならない。

(会議の開催)

第14条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 理事会は会長が必要と認めた場合、会長が招集し、開催する。

(議 決)

第15条 会議は、会員の過半数の出席者をもって成立し、その決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

ただし、総会の場合は、委任状を総会成立の要件に含めるが、決議の要件には含めないものとする。

第5章 会 計

(会費の構成)

第16条 本会の資産は、会費、事業収入及び補助金・寄附金をもってあてる。

(会費の管理)

第17条 本会の会費は、理事会の議を経て総会で決める。

(会費の使用)

第18条 会費は、第4条の目的達成以外に使用できない。

(会費の徴収)

第19条 会費は、一世帯月額250円とする。

2 会費は、年1回徴収する。

3 年度途中の転出・転入については、その翌月分からの返金・徴収とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改廃

(会則の改廃)

第21条 この会則の改廃は、理事会の承認を得て、総会の決議を得なければ、改廃することができない。

第7章 雑 則

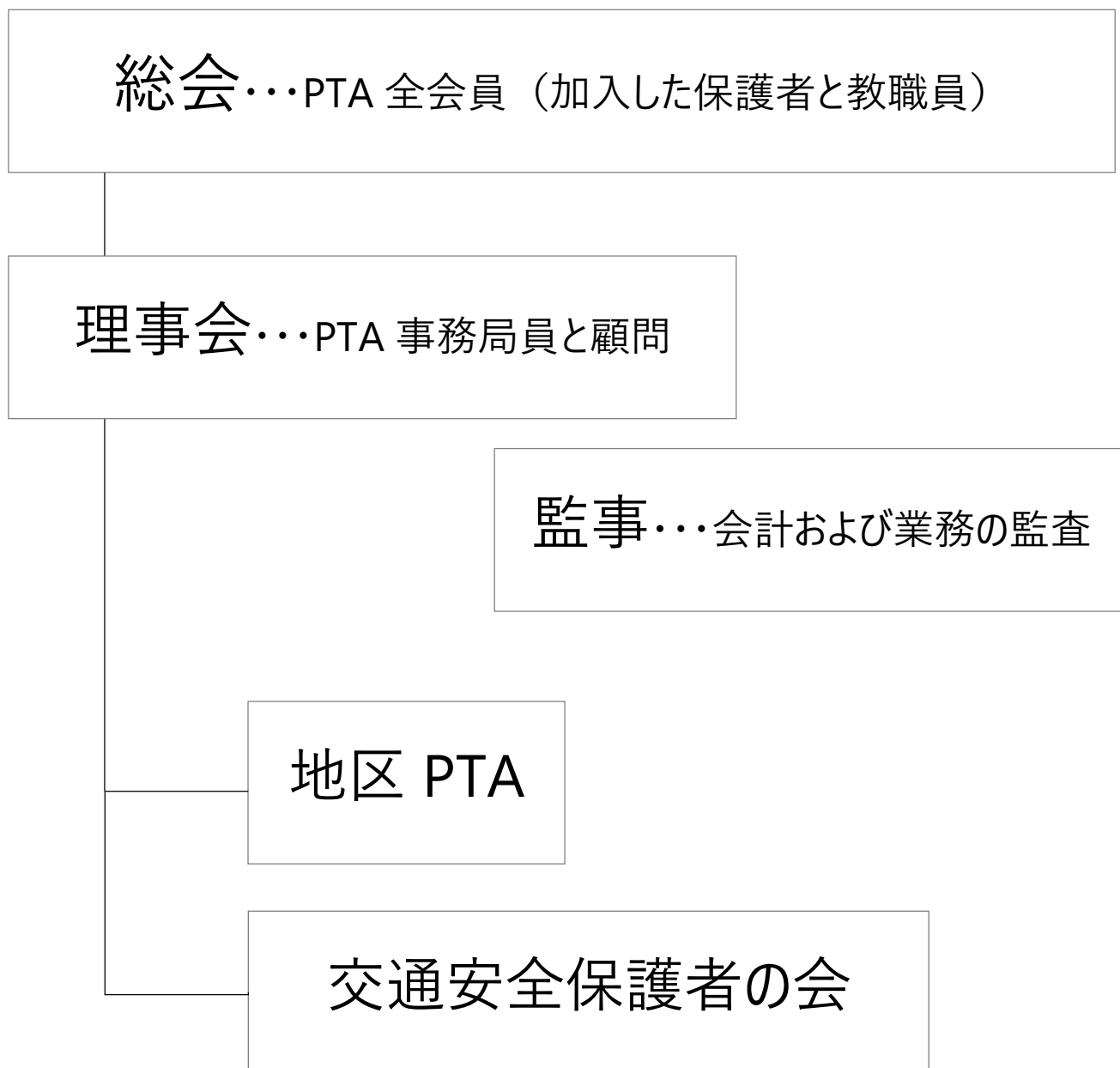
第22条 本会は、必要に応じ規程を設けることができる。

第23条 本会に、旅費規程を別に定める。

付 則

- 1 本会則は、昭和63年5月21日から実施する。
- 2 平成 3年5月18日一部改正。
- 3 平成 6年4月 1日一部改正。
- 4 平成10年4月 1日一部改正。
- 5 平成14年4月 1日一部改正。
- 6 平成15年5月16日一部改正。
- 7 平成21年4月 1日全面改正。
- 8 平成26年5月16日一部改正。
- 9 平成28年3月10日一部改正。
- 10 令和 元年5月10日一部改正。
- 11 令和 2年4月30日一部改正。
- 12 令和 3年5月13日全面改正。
- 13 令和 5年3月 7日全面改正。
- 14 令和 5年5月23日一部改正。
- 15 令和 7年5月一部改正予定。

第 13 条の抜粋および要約（組織図）



長崎市立橘小学校 P T A 旅費規程

長崎市立橘小学校 P T A 会員が、一人一役、市 P 連並びに県 P 連での各種 P T A 行事に参加する際の旅費交通費について、以下のとおり定める。

ただし、長崎市内の移動については、バス利用のみとし、申請書の提出は不要とする。

専門部の活動並びに学級活動等については、原則として予め決められたその予算内で処理し、この規程には該当しない。

訪 問 先	バス・J R 利用	自家用車利用（運転者）	航空機利用
県内（長崎市以外）	往復実費	燃料費、駐車場代、通行料	
県外（九州圏内）	往復実費		往復実費（沖縄）
県外（上記以外）	往復実費		往復実費

※算定方法

バス・J R 利用の場合に含まれるもの

：自宅の最寄りのバス停から目的地までの実費の往復料金。

別紙旅程表により算出

自家用車利用の場合に含まれるもの

燃料費：自宅から目的地までの最短距離を 10 km/L で除した燃料消費量に、東長崎地区のガソリンスタンドのレギュラーガソリン平均単価を乗じた金額。

駐車場代：目的地付近の駐車場代の実費。

通行料：自宅から目的地までの最短距離の通行にかかる有料道路料金の実費。

別紙旅程表により算出

県外（九州圏内）での行事に参加される場合には、自家用車の利用は御遠慮ください。

航空機利用の場合に含まれるもの

：自宅の最寄りのバス停から直近の空港までのバス・J R 実費の往復料金、

目的地の空港までの往復料金に目的地直近の空港から目的地までのバス・J R 実費の往復料金を加えたもの。

別紙旅程表により算出

上記にかかる申請書の提出は、事前申請とし、旅費について事前に精算を済ませるものとする。

ただし、自家用車利用時の駐車場代についてのみ、事後の精算とする。

本規程は、平成 21 年 11 月 1 日より適用する。

※上記にある「別紙旅程表」は、事務局に保管してあります。